

十日町市介護人材確保・育成支援事業補助金交付要綱

平成30年3月27日

十日町市告示第40号

(目的)

第1条 この告示は、介護職員等の技術や能力の向上を促進し、介護職員等の確保及び定着率の向上並びに介護サービスの質的向上を図ることを目的に、市内で介護サービスを提供する施設及び事業所を運営する法人に対し、補助金を予算の範囲内で交付するものとし、その補助金の交付に関しては、十日町市補助金等交付規則（平成17年十日町市規則第64号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護サービス 介護保険法（平成9年法律第123号）第40条及び第52条に規定する保険給付の支給対象となるサービスをいう。
- (2) 対象事業所等 介護サービスを提供する施設及び事業所をいう。

(補助対象法人)

第3条 補助金の交付の対象となる法人（以下「対象法人」という。）は、十日町市内で対象事業所等を運営する法人であって、十日町市内の対象事業所等で雇用している介護職員等に係る研修等の経費を負担した法人とする。ただし、対象法人が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 補助金の交付に係る計画の承認の申請を行った日前5年以内に介護サービスに関する不正又は著しく不当な行為をしたことがある場合
- (2) 市税に未納がある場合
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有している場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付の対象として適当でないと認める場合

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象とする経費（以下「対象経費」という。）は、別表の左欄に掲げる研修等に要する受講料、教材費その他市長が適当と認める経費とし、対象法人が第6条の規定による申請を行う年度内に負担したものとする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、対象経費に別表の中欄に掲げる補助率を乗じて得た額とする。ただし、本事業と同趣旨の別事業による補助金等の交付を受ける場合は、対象経費から別事業による補助金等の支給額を差し引いた額に、同表の中欄に掲げる補助率を乗じて得た額とする。

2 前項の規定に関わらず、補助金の額が別表の右欄に掲げる上限額を超えるときは、

当該上限額を補助金の額とする。

3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる

(交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする対象法人は、補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金交付決定通知書(様式第2号。以下「通知書」という。)により当該対象法人に通知するものとする。

(変更申請)

第8条 対象法人は、前条の規定による決定の後に事情の変更により申請の内容を変更する場合は、補助金変更交付申請書(様式第3号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(変更決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、変更が適当と認めるときは、補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により当該対象法人に通知するものとする。

(実績報告及び請求)

第10条 補助金の交付の決定を受けた対象法人は、補助事業が完了した場合は、市長が別に定める期日までに、補助事業実績報告書(様式第5号)及び請求書(様式第6号)に必要な書類を添えて市長に報告し、及び請求しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による報告及び請求があった場合は、その内容を確認し、適正と認めるときは、通知書により当該対象法人に通知し、及び補助金を交付するものとする。

(補助金の交付取消し及び返還)

第12条 市長は、対象法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この告示の規定に反したとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。

(帳簿及び書類の備付け等)

第13条 対象法人は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、この補助事業の完了した年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

対象となる研修等	補助率	上限額
喀痰吸引等研修	1 / 2	50,000円